

第6章 計画推進のための各主体の役割と進行管理

第1節 県民，事業者，処理業者，市町村，県の役割

廃棄物問題は、日常生活や通常の事業活動に起因していることから、その解決には、各主体による自主的な行動が必要となります。そのため、各主体がそれぞれの役割を十分認識したうえで、相互に連携しながら取り組んでいく必要があります。

1 県民の役割

県民は、自身が廃棄物の排出者であることを理解して、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努め、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから、持続可能な循環型のライフスタイルへの転換を図っていくことが必要です。

(1) ごみを出さない買い物の実践

必要以上にものを購入しない、食品は適量を購入する、マイバッグ（買い物袋）を持参する、品物の過剰包装を断る、詰め替え用の品物を利用する、リターナブルびん入り商品を購入するなどによって、ごみを出さない買い物を実践することが必要です。

(2) 資源物回収やバイオマス利活用への協力

市町村や地域コミュニティ、NPOなどが実施する道路のごみ拾い等の環境活動や資源ごみの回収、生ごみのたい肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化などの取組に積極的に参加・協力することが求められます。

(3) 市町村のごみ処理・各種リサイクルへの協力

資源ごみを市町村が定めた方法で分別するなど、市町村のごみ処理に協力するとともに、使用済家電製品の小売業者等への引渡し及び適正な料金の支払いなど各種リサイクル法に基づくリサイクルに協力することが求められます。

(4) 情報提供

不法投棄などを発見した場合には、県や市町村へ情報を提供し、不適正処理を許さない社会づくりに貢献することが求められます。

2 事業者の役割

事業者は、拡大生産者責任や排出事業者責任を十分認識し、生産工程や流通過程において、可能な限り廃棄物の排出を抑制し、再使用、再生利用を行うことが必要です。

また、事業者は、自ら生産する製品について、設計の工夫などにより、消費や廃棄の段階での廃棄物の削減に努めることが必要です。

(1) 製造者によるリサイクルシステムの構築（拡大生産者責任）

製造者は、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などにより回収を義務付けられた製品だけでなく、使用済となった製品の回収、リサイクルシステムを構築し、また、製品が廃棄されるときにリサイクルしやすいように設計することが求められます。

(2) 廃棄物を出さない事業活動の推進

製造者は、製造工程を見直し、不良品の削減又は再原料化を推進し、流通においても梱包

材料等は再使用できるものを使用するなどにより、廃棄物を出さない事業活動を推進することが必要です。また、排出する廃棄物は、できる限り細分化して再資源化を図ることが必要です。

産業廃棄物を多量に排出する事業場を設置している事業者については、「産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画」を作成し、産業廃棄物の排出の抑制を計画的に実施することが必要です。

(3) 委託処理の適正化，委託後の処理状況の把握（排出事業者責任）

自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正処理が行われるリスクを低減することが重要です。

(4) 有害物質の適正管理

特別管理産業廃棄物等の有害物質を含む廃棄物については、適正処理を行うとともに、処理するまでの間、適正に保管し、紛失又は環境を汚染することがないように管理を徹底することが必要です。

(5) 販売者によるごみの排出抑制とリサイクル

販売者は、環境負荷の少ない商品などを優先的に消費者に提供するよう商品を取りそろえるとともに、その販売においては過剰な包装は避け、マイバッグなどを推奨するなどごみの排出抑制を図ることが必要です。

また、各種リサイクル法の対象外の製品についても、商品の回収を積極的に進め、製造者等によるリサイクルに協力することが必要です。

3 処理業者の役割

廃棄物処理業者は、県民から信頼される廃棄物の処理体制を確保し、事業者と連携して循環型社会に必要なリサイクル産業を担う主体としての役割が求められています。

(1) 適正処理の実践と信頼の確保

処理施設等の設置や運営に当たっては、地域環境に配慮した施設づくりを行うとともに、周辺住民への十分な説明、監視測定データの公表、公害防止協定の締結などに取り組むことが必要です。適正処理の実践や事業活動に伴う環境への負荷の低減、地域社会への貢献を積み重ねることにより、「優良産廃処理業者認定制度」に沿った取組を進め、県民の信頼を確保することが必要です。

(2) 技術，知識の向上

廃棄物やその取扱いに関する従業員教育の実施や、技術・知識の向上を図り、事業者に対して情報提供を行うことが必要です。

(3) 「一般社団法人茨城県産業廃棄物協会」の充実

一般社団法人茨城県産業廃棄物協会は、処理業者の加盟を推進し、適正処理に向けた法令や基準の改正への対応、新しい技術などの情報提供を図り、また、不法投棄の防止や、その回収に協力し、業界が一体となって廃棄物問題に取り組むことが求められます。

4 市町村の役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、3Rを推進するとともに、県と協力して循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の取組を促進する役割を担います。

(1) 住民の理解促進

3Rを推進するにあたって住民の日常の行動が重要であることや廃棄物のリサイクル施設や処理施設が必要不可欠であることなどを住民が理解し、主体的に行動するよう啓発に努めることが必要です。リサイクル施設や処理施設の立地に当たっては、周辺住民への十分な説明、監視測定データの公表、公害防止協定の締結などに取り組むことが必要です。

(2) 住民との連携によるリサイクルシステムの構築

容器包装、使用済家電製品、廃棄物系バイオマスなどの資源ごみの分別などについて、住民の理解と協力を得て、一般廃棄物のリサイクルシステムを構築することが必要です。

(3) 一般廃棄物多量排出事業者による減量化の促進

事業系一般廃棄物多量排出事業者に対し、減量計画等の提出を求める「一般廃棄物多量排出事業者制度」を導入するなど、事業系一般廃棄物の排出抑制、循環的利用を促進することが必要です。

(4) ごみ処理の広域化の推進

ごみ焼却施設からのダイオキシン類の発生抑制や施設稼働の効率性、施設整備に係る財政負担などから、地域の実情に合わせてごみ処理の広域化を推進することが必要です。

(5) 市町村事業からの廃棄物のリサイクル

市町村の公共工事、上下水道事業、農業集落排水事業などから発生する廃棄物について、発注者又は排出事業者として、排出抑制、再生利用及び適正処理を行うことが必要です。

また、市町村庁舎から排出される廃棄物について、リサイクルが図られるよう分別を徹底し、減量化に努めることが必要です。

(6) 一般廃棄物処理施設への最新技術の導入

市町村は、自らが行う一般廃棄物処理について、焼却熱を利用した発電や焼却灰の熔融固化など、環境負荷や経済性を考慮しながら、地域の状況を勘案しながら多様なごみ処理を推進することが必要です。また、廃棄物系バイオマスの利活用は、環境負荷の低減にも資することから、飼料化、たい肥化、メタンガス化、バイオディーゼル化等地域の特性に応じた適切な再生利用を推進することが必要です。

(7) 不法投棄の防止対策

地域住民とともに、不法投棄の早期発見、早期対応を基本とし、不法投棄の防止や早期解決に向けた取組を実施することが必要です。

(8) 一般廃棄物処理計画の策定

一般廃棄物処理計画を策定し、県が策定した本計画の目標に準拠した具体的な数値目標を設定することが必要です。

5 県の役割

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、総合的、計画的な観点から、排出抑制、再使用、再生利用の推進と、安全、安心な廃棄物処理体制を進めるとともに、循環型社会の形成に向けた県民、事業者、処理業者、市町村の取組のコーディネーターとしての役割を

担います。

(1) いばらきゼロ・エミッションの推進

リサイクル製品の利用拡大，廃棄物に関する相談受付や情報提供を行い，いばらきゼロ・エミッションを推進します。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

自治会や子ども会などの地域コミュニティが行う道路のごみ拾いや資源ごみ回収などの環境保全活動に対して，地域住民の主体的な取組の支援に努めます。

(3) 関係者・団体への指導，技術的支援

市町村に対しては，一般廃棄物の処理に関する責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めます。

事業者及び関係団体に対しては，講習会やその他の機会に3Rの推進と適正処分について指導するとともに，一般社団法人茨城県産業廃棄物協会を通じて，産業廃棄物処理業者の処理技術や資質の向上を図ります。

(4) 産業廃棄物多量排出事業者への指導

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し，廃棄物処理法に基づく減量化などに関する計画の提出及びその実施状況の報告を求め，これを公表することにより，事業者の自主的な取組を促進します。

(5) 優良事業者等の育成

「地球にやさしい企業表彰」及び「茨城エコ事業所登録制度」により，省資源，廃棄物の排出抑制と循環的利用に積極的に取り組む事業者の育成を図ります。

また，排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択できるよう「優良産廃処理業者認定制度」に基づき，優良認定事業者に対し優遇措置を講じ，優良な処理業者の育成を図ります。

(6) 適正処理の推進

産業廃棄物処理施設への立入検査を行い，適正処理を推進します。

県は，排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し，事務処理の効率化や法令の遵守，データの透明性等で優れている電子マニフェストシステムの利用を働きかけていきます。

また，県外から県内に搬入される産業廃棄物については，「県内搬入処分事前協議制度」を継続して適正処理を推進します。

(7) 「エコフロンティアかさま」の活用

「エコフロンティアかさま」を県内事業所に積極的に広報し，施設の利用を促すことにより，適正処理とリサイクルを促進します。

(8) 地域環境へ配慮がなされた処理施設の確保

県の事前審査制度の徹底により，地域環境への配慮がなされ，更に施設設置の必要性や安全性等について地域住民の理解を得られるよう，計画者に対し，地元説明会の開催や公害防止協定の締結などを指導し，地域住民との合意形成を促進します。

(9) 不法投棄の防止と原状回復

県民，市町村，事業者と連携して不法投棄防止に努めるとともに，悪質な不法投棄に対しては，警察との連携を強化して事案の適切な処理に当たります。また，不法投棄物の撤去については，投棄者はもとより排出事業者に対しても厳しく指導するとともに，原因者が不明

であったり、経済的能力がなかったりする場合は原状回復等のための基金の造成に努めます。

(10) 県事業から排出される廃棄物のリサイクルの促進

県の公共工事、上下水道事業などから発生する廃棄物について、発注者又は排出事業者として、その廃棄物の基本方針（排出抑制、再使用、再生利用及び適正処分）に沿った処理を行います。

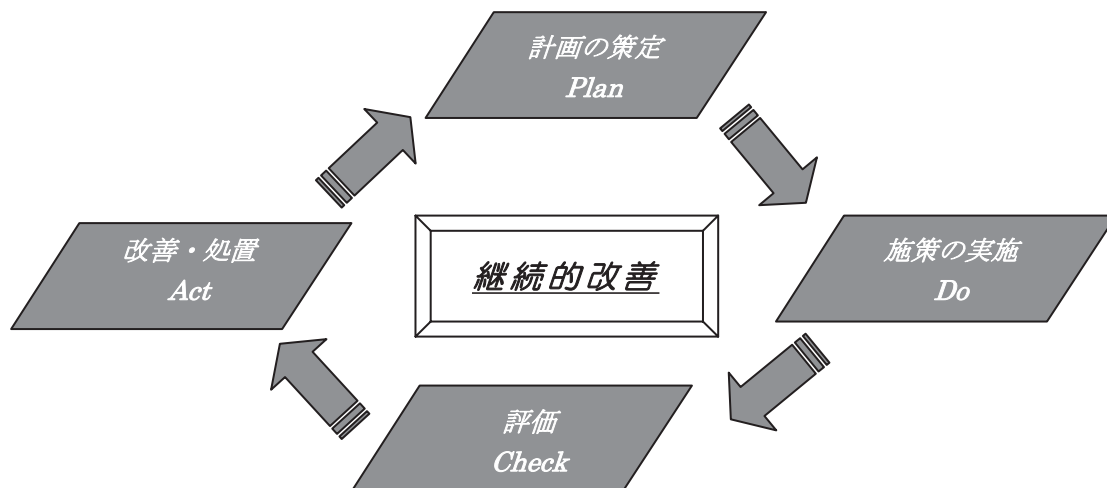
(11) 県庁舎等から排出される廃棄物のリサイクルの推進

県庁エコ・オフィスプランに基づき、県庁舎等から排出される廃棄物については、リサイクルが図られるよう分別回収を徹底し、併せて、減量化に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、廃棄物の現状を的確に把握するとともに、各種施策の実施状況について定期的な点検・評価を行い、その結果を踏まえた施策の見直し、新たな施策の検討などを行い、施策の改善を行っていくことが重要です。

このため、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・処置）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。



毎年度の進行管理

本計画の目標達成に向け、毎年度、数値目標の指標について現状調査を行い、施策の進捗状況を把握することで、施策の改善を行います。

